

令和4年 壱岐市議会定例会 12月 議会 議 録 (第2日)

議事日程 (第2号)

令和4年12月13日 午前10時00分開議

日程第1	議案第50号	壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	質疑あり、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第2	議案第51号	壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について	質疑あり、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第3	議案第52号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	質疑あり、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第4	議案第53号	壱岐市税条例等の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第5	議案第54号	壱岐市企業版ふるさと納税基金条例の制定について	質疑あり、 産業建設常任委員会付託
日程第6	議案第55号	壱岐市堆肥センター条例の一部改正について	質疑あり、 産業建設常任委員会付託
日程第7	議案第56号	壱岐市消防本部等設置条例の一部改正について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第8	議案第57号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐出会いの村)	質疑あり、 産業建設常任委員会付託
日程第9	議案第58号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市猿岩物産館)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第10	議案第59号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市営印通寺共同店舗)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第11	議案第60号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市国民宿舎壱岐島荘)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第12	議案第61号	訴えの提起について	質疑あり、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第13	議案第62号	令和4年度壱岐市一般会計補正予算 (第9号)	質疑なし、 予算特別委員会付託
日程第14	議案第63号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第15	議案第64号	令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第16	議案第65号	令和4年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算 (第2号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第17	議案第66号	令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算 (第2号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第18	議案第67号	令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算 (第3号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託

日程第19	陳情第1号	大谷体育館第二体育室（地下）冷房設備の設置についての陳情	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第20	議案第68号	損害賠償の額の決定について	教育次長 説明、質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第21	同意第6号	壱岐市副市長の選任について	市長 説明、質疑なし、委員 会付託省略、討論なし、同意

本日の会議に付した事件
(議事日程第2号に同じ)

出席議員 (15名)

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	13番 中田 恭一君
14番 市山 繁君	15番 土谷 勇二君
16番 豊坂 敏文君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長	山川 正信君	事務局次長	平本 善広君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	西原 辰也君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君

農林水産部長 …………… 谷口 実君 教育次長 …………… 塚本 和広君
消防本部消防長 …………… 山川 康君 総務課長 …………… 平田 英貴君
財政課長 …………… 原 裕治君 会計管理者 …………… 篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか1名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日までに白川市長より追加議案2件を受理しております。

ここで、白川市長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

○市長（白川 博一君） おはようございます。去る12月1日から販売を開始しました壱岐市物価高騰対策プレミアム付き商品券でございますが、9日までに約半数の2万9,372セット販売いたしました。購入された皆様に厚く御礼を申し上げますとともに、ぜひ有効活用をいただき、本市経済の活性化に御協力いただければと存じます。

これにつきましては、2次販売を12月19日から26日まで実施することといたしましたので、お知らせいたします。

当初、12月23日までの予定としておりましたが、より多くの皆様に購入していただけるよう、土曜、日曜日も販売することとし、期間を12月26日まで延長いたしました。販売場所は壱岐の島ホール、勝本庁舎、芦辺庁舎、石田庁舎の4か所で、販売時間は午前9時から午後5時までとなります。

なお、土曜、日曜日に当たります12月24日、25日の販売は壱岐の島ホールの1か所となりますので、お気をつけいただきたいと思います。

また、本商品券の利用期限が令和5年1月31日までとなっておりますので、お早めに御利用いただければと思います。

市民の皆様におかれましては、ぜひ御購入いただき、本市経済の活性化に御協力賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。

日程第1. 議案第50号～日程第12. 議案第61号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、議案第50号から日程第12、議案第61号まで12件を議題とします。

これから一括して質疑を行います。

議案第52号について質疑の通告がっておりますので、これを許します。4番、山口欽秀議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 50号、51号で通告していないんですが、質問してはいけないでしょうか。質問を、許可をお願いします。

議案50号、51号に関する質問をしてよろしいでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 50号、51号について、そうですね。質疑は2回までは許します。どうぞ。

○議員（4番 山口 欽秀君） 50、51号に関する事で、今回、この報酬引き上げについて提案された中で、人事院勧告が出されたからということで出されましたが、値上げについては、人事院勧告があれば必ず値上げしなければならないということではないというふうに考えております。そういう点で、昨今のコロナ禍の中で、物価の急上昇等で市民生活がかなり窮乏広がっているというようなこともあって、あえて、私たち議員とか市長、副市長の特別職の報酬をこの経済状況で上げる必要はないんじゃないかなと、私は考えて、そういう面では市民の理解を得られないんじゃないかなというふうに思っておりますが、この50号、51号の提案に当たって、どのような検討で今回の提出になったのか、お聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） おはようございます。山口議員の御質問にお答えをいたします。

まず、議会議員の報酬の改定、期末手当、そして市長、副市長、教育長の特別職の改定について、現在、このコロナ禍の中で引上げを検討してもよかったんじゃないかという御質問をいただいております。

確かにそういう情勢というところもございますけれども、冒頭申し上げましたとおり、県内の情勢としては全市町、同じような方向で議案も提出をされております。そして、国につきましても、内閣総理大臣等の特別職の期末手当の支給割合については、特別職の職員の給与に関する法律の規定により、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の例によって準用されておるということ、議案説明の折にも説明をさせていただきました。そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 一応、市の提案理由については理解できましたけれども、委員会に付託されますので、委員会の場でまた議論をしたいというふうに思いますので、この質問はこれで終わります。

通告しておりました議案52号について質問いたします。

第1番目に、任期付職員の職種、人数等はどうなっているか、この議案で任期付職員についても給与の引上げ等条例に関わりますので、その職種、人数についてはどのような状態に壱岐はあるのか。

それから、今回の引上げには関係しませんが、会計年度任用職員という職員については一切この条例にありませんが、この方々の待遇改善についてはどのように考えて、何らかの対応があるのかお聞かせください。その会計年度任用職員の今の壱岐市の実態、様々な問題がある、任用が1年だけだと、それから長期にわたっているとか、低賃金だというような同一労働同一賃金なのというようなことがあります。そういう面で、人数構成、それから任用が多年度になっている会計年度任用職員がいらっしゃると思うので、そのような実態をケアしていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 山口議員の御質問にお答えします。

1点目の任期付職員の職種と人数につきましては、令和4年度は1名で現在配属先は東京事務所となっております。公募でございます。

東京事務所は首都圏から壱岐市への観光客の誘客促進と、首都圏での壱岐特産品のPRを行い、壱岐市の認知度向上を目指すことを目的としておりまして、その目的達成のために、これまでの勤務実績などを考慮し、任用を行っております。

主な業務は、観光関連企業へ訪問し、ツアー造成などの依頼や物産展、移住相談など広く業務に取り組んでおるところでございます。

次に、会計年度任用職員の待遇改善はという御質問についてでございますけれども、今回の人事院勧告につきましては、現行の給料表の月例給の引上げ及び勤勉手当の支給率の引上げが行われたところでございます。会計年度任用職員の給料につきましては、会計年度任用職員の給与条例第4条に規定をしておりますが、壱岐市職員の給与に関する条例を準用しておりますので、月例給、給料につきましては、正規職員と同じ給料表を用いて算出をしております。今回の給与改定の対象となっているところでございます。

なお、賞与につきましては、会計年度任用職員の条例の規定では、期末手当のみで勤勉手当は支給対象ではございません。よって、賞与分につきましては、今回の改定の対象となっていないところでございます。

次に、会計年度任用職員の人数構成でございますが、令和4年4月1日現在では、正規職員が411名おります。それに対しまして、フルタイム会計年度任用職員が180人となっております。会計年度任用職員の割合は約30.46%となっております。

任用の経過年数でございますが、会計年度任用職員制度が令和2年の4月1日から開始されまして、任用期間につきましては、4月1日から3月31日の1年ごとの任用となっております。

壱岐市では、会計年度の終了後、引き続き、特に必要と認める職であり、かつ任用期間が終了した会計年度任用職員の勤務実績が良好な場合は、4回に限り、再度の任用をすることができるかと規定をしております。なお、再度の任用を行う場合は能力実証に人事評価を用いております。

会計年度任用職員として任用された年数といたしましては、現在3年目、2回の再度の任用の職員が最長となっております。会計年度任用職員制度開始時にそれまで嘱託職員として雇用されていた職員につきましては、フルタイム会計年度任用職員として任用されておりました。制度開始以来、会計年度任用職員の配置が必要となる職種につきましては、新たに募集を行い、任用を行っております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 1番目の問題で、任期付職員の職種が東京事務所の観光の問題で回るわけですね。この任期付職員というのは、特殊な能力、一般的な事務能力があるからじゃないですね。そういうのに、この東京事務所の職員は一般事務に近い、まさに一般事務じゃないですかね、これ。それなのに任期付職員になっている、その理由は何かあるんですか。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 山口議員の質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、任期付職員の採用につきましては、それなりの理由が必要となります。現在、東京事務所で任用しております職員につきましては、特定任期付職員として任用しております。任用根拠につきましては、条例の第2条のほうにございます。その中に専門的知識、経験、または優れた識見を一定の期間活用して遂行する場合等というような言い回しがございすけれども、現在、任用しております東京事務所の特定任期付職員につきましては、県のOB職員でございまして、以前、東京事務所で勤務されておったということで、壱岐市の東京事務所を立ち上げている段階におきまして、どうしても経験者の知見等が必要であったため任用をしたところでございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員、議案第54号を、今2回行きましたから。

○議員（4番 山口 欽秀君） 52号の①②③を質問をして、回答に対して再質問をしておりますので。

○議長（豊坂 敏文君） さっき言いましたように、2回までで終わりますから。質問自体が2回までで終わりますから。

○議員（４番 山口 欽秀君） 議案５２号に対して３点の質問を私はしました。それに対して、答えていただいていたのですが、それに対しての再質問、①に対して３回できないんですか。

○議長（豊坂 敏文君） それともう一つあれですね、所管の委員会の分ですから所管委員会で質問をしてください。

○議員（４番 山口 欽秀君） それはしますけど、それでも一応この場で質問をしてもう一回確認すること、３回しても構わないんじゃないんですか、そこもだめなんですか。

○議長（豊坂 敏文君） さっき私は２回までと言いましたよね。

○議員（４番 山口 欽秀君） ２回まで、だったらもう一回、②についてももう一回できるでしょう。

○議長（豊坂 敏文君） もう一回だけいいです。

○議員（４番 山口 欽秀君） ②③もう一回ずつ質問をさせてください、２回目です。

②のこの会計年度任用職員の待遇改善については、給与は上がるということですね。これは４月からですか、来年度。（「遡及適用」と呼ぶ者あり）遡及適用、わかりました。

３番目、嘱託から嘱託職員という形から会計年度任用職員に代わったわけですから、一番嘱託から今回、会計年度任用職員までずっと続いている。３年目と言われましたが、前の嘱託からいうと、通算で一番長い人で何年いらっしゃいますか。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 山口議員の質問にお答えします。

一番長い方は嘱託職員を学校の卒業後、直接入庁されて、そのまま定年までいらっしゃる方もいらっしゃいますので、そこが最長となります。今、議員御質問の会計年度任用職員につきましては、嘱託職員からの移行というのが大半でございます。各部ごとの会計年度任用職員、フルタイムの人数構成で多いのは、教育委員会の正規職員４３人に対しまして会計年度任用職員が２６人、会計年度任用職員の割合が６０．４６％となっています。次に、市民部の正規職員が１０１人に対しまして会計年度任用職員が９９人で、会計年度任用職員の割合は４９．５％となっています。

これは、会計年度任用職員に施設の管理等の職員、そしてまた、保育士、幼稚園教諭の割合が多いためでございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） いいですか、その次、第５４号でしょう。山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） ５４号について、壱岐市企業版ふるさと納税基金条例について質問をさせていただきます。

この基金条例を見ますと、地域再生計画の認定を受けたところに企業がふるさと納税基金とし

て浄財を寄附するという点であります、この地域再生計画の認定は、どこからどこがして寄附を受けることになっていくのかという点。

それから、2番目に、この間、令和3年に3件、それから令和4年に1件のふるさと納税がありました、どのような地域再生計画に対して、どこが寄附されたのか、これを明らかにしていただきたいと思っております。

それから、3番目、企業版ふるさと納税は、企業が壱岐市のやる事業に、この事業に寄附しますよと、こういうふうになるということでは理解していいのか。そのこと、3点お願いします。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。中上企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） おはようございます。ただいまの山口議員の御質問にお答えをいたします。

まず1つ目の地域再生計画の認定はどこがするのかという御質問でございますが、まずこの地域再生計画についてでございますが、地域再生計画とは、地域再生法という法律に基づいて、地域が行う自主的かつ自立的な取組で、地域経済の活性化及び地域雇用の創造等を実現することを目的として策定される計画でございます。

地域再生計画の認定につきましては、地方公共団体が作成する地域再生計画を内閣総理大臣が認定をすることとされておりまして、内閣府地方創生推進事務局という部署になりますが、その事務を担っているところでございます。

2つ目、令和3年に3件、令和4年1件の企業版ふるさと納税のあった地域再生計画は何かとの御質問でございます。まず、現在壱岐市が認定を受けております企業版ふるさと納税に関する地域再生計画は2本ございます。一つ目は、壱岐ウルトラマラソンによる交流人口拡大事業でございます、もう一つが、壱岐市総合計画に掲げる事業を網羅した形の壱岐市まち・ひと・しごと創生推進計画として認定を受けております。

令和3年度の企業版ふるさと納税につきましては、壱岐市まち・ひと・しごと創生推進計画の地域再生計画に基づいて3つの企業様から寄附をいただきまして、2つの事業を実施をいたしております。

1つ目が磯焼け対策推進体制の一元化を行い、各漁協、県、市が一体となり、磯焼け対策を推進するため、壱岐市磯焼け対策協議会を設立し、各種磯焼け対策事業に取り組む藻場の早期回復を図るものでございます。

事業の詳細といたしましては、未使用定置を利用したイスズミの駆除用の罟の設置、また藻場増殖ブロック作成、イスズミハンターの設置などに一企業様からの分を活用いたしております。

2つ目が、自治体モデル事業として、2030年の壱岐市の将来像の実現につなげる事業を実施をいたしております。

事業の詳細といたしましては、アスパラハウス栽培における灌水システム普及化、SDGs 対話会実施、市内小中高校生を対象に環境教育プログラム及び海洋教育の実施に2つの企業様からの分を活用をいたしております。

令和4年度の企業版ふるさと納税につきましては、壱岐ウルトラマラソンによる交流人口拡大事業の地域再生計画に基づき、ウルトラマラソンの事業に活用をいたしております。

次に、3つ目の御質問の企業版ふるさと納税は、企業が壱岐市のやる事業を指定してすることになるのかとの御質問でございます。

基本的には、壱岐市の事業を御提案をいたしまして賛同いただける企業様に寄附をいただくことを想定をいたしております。しかしながら、今後は企業様側から会社の目的に沿った事業提案を受けまして、壱岐市がその提案を事業化し、実施する案件も出てくるものと考えております。

また、企業様の事業提案などの意向に沿った形でふるさと納税をお受けをする場合、そこは企業様との協議を経て対応をすることになりますが、壱岐市の振興発展をして活性化につながる事業であれば、できるだけお受けできるように企業様との協議を行い、検討をすることになります。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） これは産建のやつですので、私は質問をしていいですよ。3回までできますよね。

まず、地域再生計画の認定は内閣府からだということですが、これまでこの指定を受けたということは、議会等で報告があったのか。それから、ホームページなんか載っている地域再生計画、壱岐で見ると、今言われたSDGsとまち・ひと・しごと創生が載っていますが、壱岐・平戸の相互供給による販路拡大計画とか、こういうほかにもあるんですが、いくつ再生計画認定、壱岐市が受けているということで理解すればいいんですか。

○議長（豊坂 敏文君） 中上部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 壱岐市でのこの地域再生計画の認定につきましては、ただいま御説明をいたしました2つでございます。繰り返しになりますが、壱岐ウルトラマラソンによる交流人口拡大事業、もう一つが、壱岐市総合計画に掲げる事業を網羅した形の壱岐市まち・ひと・しごと創生推進計画として認定を受けておりますこの2つの事業でございます。一応、ホームページ等での公表ということで行っております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） この地域再生計画ですけども、とりわけまち・ひと・しごと創生推進計画というのは、かなり広い事業計画が入っていて、壱岐市の総合計画は何でもありみたい

な計画が入っていますよね。そういう大枠での計画に企業がこれに賛同しますよということであるのか、問題なのは、私は、最後に言われた、その企業から提案を受けて寄附を受けるということもありだというふうに言われましたね。

それは、要は企業が壱岐のところで仕事をするとか事業を支えるとか、そういうことにつながりかねない寄附になるというふうな懸念を考えるわけですが、企業と市の関係、企業が好む事業をやると寄附金が集まると、そういうふうな流れをつくる危険性が、この企業版ふるさと納税にあるのではないかという危惧を持っているんですが、その点での危惧はどうですか。

○議長（豊坂 敏文君） 中上部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 山口議員の御質問でございますが、まず、先ほど言われましたように、この企業版ふるさと納税の分につきましては、壱岐市まち・ひと・しごと創生推進計画ということで、壱岐市総合計画に基づいた包括的な計画として認定を受けておりますので、非常に幅広い分野の事業が対象になるということで、山口議員のお話のとおりでございます。そういうことで、広く企業版ふるさと納税を募るということで考えております。

次に、2つ目の企業様からの提案というか、そういった事業の申出というようなことですが、やはり、その分につきましては、様々な案件が考えられるということでございます。当然、これは企業版ふるさと納税につきましては、税制上の優遇措置というのがございますので、国においてルールというのも決められておりますので、そのルールに基づいて対応していくということで考えております。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、この壱岐市の振興発展、そして活性化につながる事業については、ぜひそういったルールがクリアできる分につきましては、できるだけお受けできるように検討、協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 3回終わりました。

○議員（4番 山口 欽秀君） 何で、1、2、3、3つ聞いておることに対して3往復できないんですか。

○議長（豊坂 敏文君） もう質問に3項目終わりましたから、次の第55号行ってください。

○議員（4番 山口 欽秀君） それおかしいです。1つの議案に私3問の質問をしています。この3問について3回質疑できないんですかっていう。

○議長（豊坂 敏文君） 54号で質疑しているんですから、54号で3回もう終わりました。

○議員（4番 山口 欽秀君） 1回3つの質問をしたでしょう。それに対して、答えが1回ずつありました。それに対してもう一回、①に対して質問返したら、それはできないということになるんですか。

○議長（豊坂 敏文君） 議案55号についてももう3回ありましたが、3回で終わります。

○議員（4番 山口 欽秀君） 54号を今やっています。

○議長（豊坂 敏文君） 54号です。今度は55号行ってください。

○議員（4番 山口 欽秀君） 何で3往復、私がここ3回立ったら終わりなんですか。

○議長（豊坂 敏文君） 議案番号でやって3回通告をしているわけですから。いいですか。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案番号に対して3つの質問をしています。それに対して、それぞれ3回することはできないんですか。

○議長（豊坂 敏文君） いやいや、54号について3回の質疑がありましたからこれで終わります。

次に、55号行ってください。

○議員（4番 山口 欽秀君） 私、これ所管の委員じゃないですから、聞く時間、保障してくださいよ。

○議長（豊坂 敏文君） それでも3回までということですから、3回で。

○議員（4番 山口 欽秀君） 3回というのほどこかに規則で書いてあるんですか。議会の申し合せ事項でしょう。

○議長（豊坂 敏文君） 申し合せ事項、議案番号について3回までいいですが、もう4回は行きませんから。

次に、55号行ってください。

○議員（4番 山口 欽秀君） 納得いきませんね。質問きちんと答えていただく回数を保障してください。

○議長（豊坂 敏文君） 答弁は答弁で理事者はしていますから。

○議員（4番 山口 欽秀君） それに対する質問ができないじゃないですか。聞いただけじゃないですか。何でそれに対して質問できないんですか。

○議長（豊坂 敏文君） ここまで、54号のところまで許しますが、3回目の質問だけ、3回はもう終わったんですけどね。言っていること分かります。

○議員（4番 山口 欽秀君） 私は、54号について3つの質問をしております。

○議長（豊坂 敏文君） だから、問題は、54号がここで質問があるとやったら、1から3まで1回全部言ってから行ってください。

○議員（4番 山口 欽秀君） 言いました。

○議長（豊坂 敏文君） だから、3回目になるわけですよ。

○議員（4番 山口 欽秀君） 1回目で1、2、3、まとめて聞いたでしょう。それに対して理事者側からそれぞれ答えてもらったでしょう。それに対して、私もう一回、1、2、3でそれぞれ

れ質問をする権利があるんじゃないですか。

○議長（豊坂 敏文君） 議案番号について1問ずつですから、3回まで許します。細部的について、これを、3回までというのは、1、2、3は1ぺんで1回ですから。3回まで行ったですよ。

○議員（4番 山口 欽秀君） その1に対して疑問があるからもう一回、それ3回聞けないんですかって。①②③、3つの質問に対して3回は答えられなくて、1回目だけ、それではもう3回目だからあと2、3はもう聞けんよというのではないでしょう。（「議長、休憩して説明したが良いですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（豊坂 敏文君） 54号の議案についての質疑ですから、1、2、3で細部的にはいきませんから。（「休憩取ったが良いって」と呼ぶ者あり）

休憩取ります。

午前10時33分休憩

午前10時35分再開

○議員（4番 山口 欽秀君） 議長、いいですか。

○議長（豊坂 敏文君） 54号いいですか。

○議員（4番 山口 欽秀君） いや、私は納得していないんだけど、駄目なんですか。

○議長（豊坂 敏文君） いや。

○議員（4番 山口 欽秀君） 駄目なんですか。

○議長（豊坂 敏文君） 原則的に3回までです。

じゃあ、55号行ってください。

○議員（4番 山口 欽秀君） 行ってくださいって、駄目ってことですか。

○議長（豊坂 敏文君） そういうことです。

○議員（4番 山口 欽秀君） 所管の議案じゃ……。

○議長（豊坂 敏文君） 55号に行ってください。

○議員（4番 山口 欽秀君） 後で、今後の議事運営について要望出します。

じゃあ、55号についてお願いします。

この議案は、堆肥の利用実績、堆肥の持込みについて、農協との堆肥の持込み料金が差があるということで提案されておりますが、この間の堆肥センターへの持込みについての実績、それから、今回値上げによって、どのくらいの収益を見込んでいるのか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） ただいまの山口議員の御質問にお答えをいたします。

議員御質問は、令和3年度の堆肥センターの利用実績と今回の値上げによる増収見込みということでございまして、最初に質問がございました持込み量の実績でございます。これは令和3年度の持込み量といたしましては、石田の堆肥センターに25トンの持込みのみとなっております。

それから、石田と郷ノ浦の両堆肥センターがあるわけでございますけれども、令和3年度の利用実績について金額で申し上げますと、原料収集で318万8,620円、製品販売で397万4,504円ということで、合計いたしますと、716万3,124円でございます。

今回の値上げによります増収見込みにつきましては、令和3年度の収集量の実績で推計いたしますと、約33万5,000円の増を見込んでいますところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 持込みが25トンされているということですので、そう多くないですね。その一方で、今、郷ノ浦とか武生水の堆肥センターの持込み、あれはどういうふうな牛ふんの持込みになっているのか、お聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） 持込みと言いますのは、個人が持ち込んで、自宅の堆肥を持ち込むと。それから、今現在の堆肥センターにある堆肥については、収集に回って、堆肥センターの職員が収集に回って、堆肥センター施設に持ってくるという流れになっております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） つまり収集が大半だということですね。

収集に当たって、今回の値上げで、収集するときに、畜産農家から一定のお金をもらうわけですね。そういう形で運営されているわけですが、この状況の中で、肥料が高額になっているという中で、牛の肥料の価値、貴重さというのが高まっていると思うんですね。

壱岐の牛ふんのやっぱり処理、価値を、今後大いに増えてくる。農家の使用も増えるんじゃないかなというふうに思いますが、そういう中で、1つは問題は、これだけ農家の肥料・飼料の値上がりの中で負担が上がっておるのに、農協との差を縮めたいからということで、一定農家から利用料を取るといことはどうなのか、いかがなもんかということが、1つ疑問に思います。

それから、今後、堆肥の利用が価値が高まる。それから、製品として堆肥を肥料として売れば、もっともうけが出る可能性がある。そのようなことを見越した場合、今回の利用料の値上げというのはいかがなもんかと思うんですが、今後の肥料の問題、肥料としての価値を高めていく、市としての取組をどういうふうに考えているか、最後にお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） まず、農協との単価差のところでございますけども、やはり同じ堆肥をつくるにおいて、市内でやはり単価が違うということは、差が出ている部分につきましては、やはり農協さんとのある程度の単価を統一するといったことをしまして、市内の料金の均衡を図るということを考えたところで、まずもって農協さんとの堆肥の料金に合わせるということをしたところでございます。

それで、今回3年目でございます、今回料金の引上げについては最終年ということになっております。

それから、今後、利用を高めるということでは、やはり今後、今、化学肥料等高くなってきている中で、そこで、農家の今の壱岐にある堆肥を使って、耕蓄連携を図っていくと。子牛農家にも使っていただいて、いわゆるコストの縮減にも努めていただこうということで考えているところでございます。

それで、その関係では、今回、令和4年度中には引上げは行いましたけども、原料高騰等に伴いまして、20%の価格引下げで今は対応いたしております、そういう利用を促進していただきたいということで、そういった対応を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 次に、議案第57号について質疑の通告がっておりますので、これを許します。3番、武原由里子議員。

○議員（3番 武原由里子君） 第57号公の施設の指定管理の指定について、出合いの村についてお尋ねいたします。追加で出されました資料からの質問になります。

令和3年度の支出で、給与所得、毎月150万5,300円を計上されておりますが、これの人数が全く分かりません。規約によりますと、役員が10名いらっしゃいますが、どのあたりまでの職員給与なのでしょう。常勤、非常勤等あると思います。それが1点目です。

2点目は、実際令和3年度、コロナ療養施設ということで、なかなか利用が難しかったと思いますが、実質この施設を開放といいますか、利用できる日数が何日ぐらいあったのか、分かればお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。谷口農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） ただいまの給料の部分の職員数は、5名でございます。役員報酬は、支払い等はございません。5名の職員に対する給与となっております。

それから、その間の借り上げの間の施設の利用については、資料の7ページに資料添付をいたしております。そこで、施設が使える状況のときは、宿泊学習実績がございますけども、6月15日から、ずっと11月17日といったことで、これだけ240名の利用がなされているということで、特に体験として、シーカヤック、釣り、工芸クラフト体験、それから歴史探索等で利

用されているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 役員報酬はなく、5名の給与ということですが、この5名の方は、常勤なのか非常勤なのか分かりますでしょうか。

また、実績についても、宿泊等ちょっと数えたところ、28日ぐらいでした。本当に大変、壱岐の中でこういう体験ができる施設は、もうここだけになっておりまして、とても重要な施設だと私も認識しております。ぜひ継続できる形で、また、していただきたいんですけども、やはり令和2年度、3年度の状況が、なかなか見えなかったものですから、また詳細等、委員会のほうでもお尋ねいたしたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） 職員については、常勤5名でございます。

それから、今後でございますけども、早く本来の姿、そういった施設としてやっていきたいというところは、もちろんのことでございます。

それで、アフターコロナを目指して、さらによりよい施設運営を図っていくということで、指定管理者においても、やはりアイデアを出しながら、使用料収入を増やしていこうということで、そういった考えを持っておられますので、そういったことでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 次に、議案第61号についての質疑の通告があつておりますので、これを許します。4番、山口欽秀議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議事の進め方ですが、質問通告しないところは、議案が飛ばされるとするのは、おかしいと思うんですけどね。通告しなくても、質疑を希望すれば、させていただけないんですか。

○議長（豊坂 敏文君） 通告されている分が先に行くんですよ。後、通告されていない分については、後に回します。

○議員（4番 山口 欽秀君） はい、分かりました。じゃあ、後でします。

じゃあ、61号について質問させていただきます。

訴えの提起についてであります。まず、この前の全員協議会で出されまして、ちょっと理解も不十分なまま質問出しましたが、まず、この訴えに対して、生活保護の受給者本人ですが、不正受給に関する同意書とか申出は、この本人はどのような意見、態度を取ってきたのかということ。をまず聞きましたが、それに加えて、その後いろいろ疑問が湧きましたので、追加に質問させていただきます。

不正受給というふうに市は言われております。不正受給と言われている、Aさんというふうにしましょうか、Aさんは平成22年5月17日から平成30年12月15日まで生活保護を受給されていると。

じゃあ、1つ目聞きます。質問から言うと、2つ目ですね。

不正受給されているのは、いつからいつまでというふうに、市は考えているのかと。

2番目、不正受給の総額は幾らだというふうになるのか。

それから、3番目、生活保護法の改正が平成26年7月に行われておりますが、平成26年7月の前と後では、不正受給について強制執行ができるかできないかというようなことで、今回、以前の分について裁判するということですが、平成26年7月以降の不正受給の額、それから、以前の7月26日、7月改正前の不正受給の額、これは幾らとなるのでしょうか。

それから、4番目、平成26年7月以降の分について、一部強制執行されているのか、その点をお聞かせください。

それから、5番目、この場合、今回の案件の場合、借金を返済するに当たって、家族から借りたというようなことがあります。家とか土地を売ったものは、借金の返済で充てた場合、市は収入としては認められないというふうにしているのか。親戚から借金して借金を返済した場合は、収入としているのか。

今回の場合、借金の返済にしたという本人が言い分が認められておりませんが、その理由が、収入申告を偽ったからだというようなことなのか、そもそも借金の返済が本人の収入に当たるということなのか、このあたり1つ。

最後にですが、市長は全員協議会のときに、これを訴えないと、私が住民監査請求で訴えられるというようなことが、だから、市長の不作为に当たるというふうに説明されましたが、そのあたりのもう一度、市長の裁判に当たるお考えをお聞かせください。

以上、お願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 山口議員の御質問にお答えいたします。

まず、通告があっている分でございます。

不正受給に関する同意書、申出書といったものはございません。生活保護法第78条による費用徴収決定通知書と納付書を渡したところ、相手方は長崎地方裁判所へ処分取消し請求の訴えを起し、先般、判決が確定をしたところ。これを受けて、改めて相手方へ請求いたしました。納付がなく、その後、督促並びに催告状を発送しましたが、これも納付がなかったため、強制徴収の手続を行うよう、本議案の提出となった次第であります。

それから、追加で質問がありました、不正受給はいつからかということですが、平成

24年4月から平成28年10月までの分となります。金額につきましては、平成26年6月分までと、平成26年7月以降ということで、幾らかということでございますが、26年6月分までは223万2,482円、26年7月以降につきましては、115万7,090円となります。

それから、強制執行をされているかということでございますが、強制徴収に当たる部分については、これについては強制執行を行っております。

それから、借金の返済、親族からの受けた分を充てているがということでございますが、この部分については、まず親族等から受けた場合、それはまず生活に充てるということが生活保護の原則でありまして、その収入の申告が行われていなかったということになっております。

以上でよろしかったでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 山口議員の質問でございますけれども、債権の回収について、私がその行動をしなかった場合、不作為に問われるんだという発言をいたしました。今、当然のことながら、市が有する債権を回収する。これは、市の財政にその分、いわゆる債権を回収しないと、市の歳入がそれだけ少なくなるわけでございます。

当然のことながら、今、市が持っております債権、全て回収はできません。そういった中で、毎回、監査委員さんから回収にもっと力を入れろ、頑張れということを指摘をされております。当然のことです。

私は市の債権につきましては、財政のこと、安定から考えて、当然のごとく、その債権について回収をする、その責にございます。したがって、私は債権回収に、今後も努力をしていくという信念を持っております。

また、それを私が、それをもし不作為、いわゆるその行動をしなかったときは、もし住民監査請求がそれについて起こった場合は、私はその不作為について、私に請求される、これも私は当然だと思っております。

その債権を回収したか、していないかにはかかわらず、その債権を回収する手続を取ったかどうか、そのことが重要でございます。その債権回収に対する手続、これは法律にのっとり、これは私がしなければならない最大の責務だと思っている次第であります。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 1、2、3は分かりました。

強制執行の分については、④で聞きました、金額としては120万円の差押えでよろしいでしょうか。ある出資金12口ということで聞きましたが、それはよろしいでしょうか。

それから、借金のことですが、ここが大切だと思うんですが、借金の返済に家や土地を売って得た金額は、収入として生活保護法では認められないというふうに市は取っているのか、家、土

地ですね。それから、親戚から借りた、融通してもらったという金額が、この中に150万円ありますが、これは収入だということですが、借金に充てるということが明確であれば、収入にしてならないのか。

この場合、Aさんは収入申告していないということで問題になっているわけですが、収入認定、家を買った、土地を買った、それから親戚から金を借りて借金払った。これは市としては収入として、本人の収入となるんだと。申告しないと駄目なんだということですか。

そして、最後に市長が言われました、一律に債権取立てをするんだというようなこと言われましたが、やっぱり事案の内容、それから対象者、生活保護費に係る、そういう関係ですよ。だから、一律に強制執行というふうなことが、行政としてやれるというふうにご考慮されているのか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） ただいまの御質問にお答えいたします。

強制執行の金額等につきましては、内容につきましては、答弁控えさせていただきます。

それから、財産について、家屋、土地につきましてはのことですけれども、今回につきましては、福岡高等裁判所及び最高裁判所で上告を棄却をされております。そういう決定がされておりますので、これにつきましては、その裁判の結果ということでございます。

先ほど申しましたように、借金の返済等ということでございますが、まずはそういった財産等につきましては、生活保護の受給の際に、そういう申告をしなければならなかった部分ということで理解をしております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 私の立場は、法律に定められたことを守るということでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員、3回目。

○議員（4番 山口 欽秀君） もう一回、裁判の中身について関わることなので、もう一回聞きます。

家や土地を売って得た収入は、それから、親戚から借りたお金は、収入として市は見ていると。裁判はそういう結果になっているということで、それはそういうふうにご認めているということではないんですね。

申告をしなかったから、今回の不正受給になったのかという点ではどうですか。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 今回の件につきましては、最高裁の判決が出ております。そのとおりに行っております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、通告による質疑は終わります。

ほかに質疑はありませんか。音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 通告はしておりませんが、議案第61号訴えの件に関しまして、質疑をいたします。

大局的に質問をいたします。所管の委員会でありますので、一応確認だけをいたします。

今回の訴えの根本となるのは、いわゆる不正受給をしておるということが、本人が例えば、山口議員はAさんと言われましたかね。私も市から説明された内容というのは、全員協議会で聞いた資料だけで回収をされて、その金額すら分かりませんでした。議員も守秘義務があるわけですから、何をもって審査をすればいいのかわかりませんでした。

それで、本人から相談がありましたので、私も出向きました。そして、議会事務局に来て、参考人招致はできないのかと、そういうお願いもしました。あまりにも議案を議決、僕たちが議決するには、もっと教えて、誰か全部分かりますか、その魂胆を。ここに議員の中で分かる人がいますでしょうか。僕はいまだに分からない。

ただ、この根本というのは、いわゆる強制徴収債権と言いまして、例えば、国税、地方税、使用料、後期高齢者医療費とか、そういうのは直接差押えもできます。

ただ、この場合は、生活保護費のいわゆる返還請求、不正受給と高裁、最高裁で確定をしたということでありますので、裁判しなければいけないんですよ。ですから、これは非強制徴収債権なんです。だから、議会に上げているんです。

その一番肝心なことは説明せんで、ああいう資料見せて、どけ分かりますか。10分ぐらいで、あの資料見せて回収して。皆さん、分かりますか。どこが（……）になったて、山口議員も聞いたじゃないですか。本当、なっとらんですよ。根本はここですよ。

本来やったら、私たちは徴収義務は市長にあるから、さっき言われたように。強制徴収公債と僕たちは思っていたんですよ。それが認識不足で、非強制徴収債権であるから、市議会の議決を得なければいけない。それが今言う、地方自治法の96条1項12号、これ書いてあります。

もう少し丁寧に説明をしてもらえませんか。向こうにも言い分があります。

それで、1つ、山口さんが言われたように、出資証券なんかは、強制に既に差し押さえております。これが何でできんのか。そこら辺もわからないんですよ、僕たちは。先にもう差押えしているじゃないですか。ほかにもあります。差押えする場合は、催告をすべきです。

これ、西原部長が催告はいたしましたと言われますと、当然なんです。いきなり差押えしようとか何とか、そんなことは許されない。そういうことは、今までにも僕にも相談ありました。郷ノ浦の方からも。そしたら、ちゃんと担当課が説明に行つて、催告に行つちよつた。それが当た

り前なんですよ。

お互い是是になつとるとでしょ。さっきも山口議員が言われたように、こういう苦しいときに、みんな税金納めよとでしょ。それを議決をする議員には、しっかり分かった上で議決をするように。何人分かっておりますかね。失礼な言い方するけど、分かつとる人が、僕も分からんやつたです。僕は特に分からんやつた。分かるように説明してください。

そして、もう一つ言います。私は身体障害者で、両方に補聴器をかけております。皆さんに言うていい。ぶつぶつ言つて、特にはマスクしちよるから聞こえないんだよ、僕は。え、至らん話は、こしょこしょ話して。聞こえんがいいときもありますよ。もっと議會議員に、身体障害者を議會議員になれんとか。ばかにすんな。そう思っていますよ。堂々と、この議場で話していいじゃないか。こういうことで訴えますとか、全協とか、こそこそした場で話して、何が開かれた市民ですか。

だから、言います。西原部長、どういう理由で、差押えが可能になったのか。いわゆる出資証券、出資証券を差し押さえているみたいですよ。山口議員が言われたように、評価にしたら120万円ぐらいと言われました。いつから差押えが可能になったのか。

そして、これは、いわゆる裁判所に判断を仰ぐのは、強制徴収公債にするために裁判にかけるのであろうと。この2つ、裁判の趣旨だけを教えてください。

2点、分かりますね。いつから出資証券が、もう既に差し押さえとるから、どういう何年の法律で差押えが可能になったということを教えてください。2点。

○議長（豊坂 敏文君） 西原部長。

○市民部長（西原 辰也君） 音嶋議員の御質問にお答えいたします。

先ほども申しますように、この件につきましては、最高裁判所で上告を棄却するとの決定がされております。そこで、壱岐市に幾ら債権があるということが確定をしたものでございますので、その債権を回収することが、行政の責務と思っております。

それから、先ほど出資金と申されましたけれども、そういった具体的な内容につきましては答弁控えさせていただきますが、一般的には差押えができると思っております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） いいですか。強制執行、いわゆる株券あたりの強制執行は、いつの法律でできるようになっているんですか。あとの家屋なんかは、今言われましたように、借金の返済ですよ、これは。船舶を売ってあります。そして、必要経費、修理費なんかにかかった（……）とか何とか引いた分は、要するに、認めてある、これは、借金の返済充てと。

本人の言い分とすれば、私的には使っていないと言われている。そこが収入として申告をして

いないから、僕はあなたも瑕疵が非常にあるんですよと言いました。そして、一審の裁判で確たる証拠を出していないから、長崎地裁が認めないんでしょう。それが福岡高裁に上がり、そして最高裁で却下となっているわけですから。僕は、自分にも瑕疵があるんじゃないですかということは、しっかり申し上げておりましたよ。

ですから、催告がなかったと言われましたが、今、西原部長は、ちゃんと催告をしておるということですから、これ議事録載っていますから、それはもう事実でしょう。

ですから、何か被告人として訴えるような感じですから、僕はそこら辺が何のために市議会に上程したのかと。訴える根拠を分かりやすく、僕はしてほしいなと思います。ほかの議員さん、分かっとなの方がいっぱいいらっしゃるでしょうけど、僕は分かりませんでした。そういうことです。

○議長（豊坂 敏文君） 答弁はありますか。西原部長、答弁ありますか。白川市長。

○市長（白川 博一君） 音嶋議員のお話でございますけれども、いわゆる法の生活保護費が、不正受給の回収が強制債権とならなかった前の部分については、いわゆる債務名義、これ裁判で確定しなきゃいかんわけですが、債務名義を取得しないと執行ができない、いうことでございますから、債権を回収をするために、法律の定めるところにより、議会で今回議決を頂くということでございます。

ですから、音嶋議員おっしゃるように、裁判の提起をして、債務名義を確定していただかなければ、強制執行ができないということで御理解頂きたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 音嶋議員、3回目。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 3回目ですからね。

○議長（豊坂 敏文君） はい。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 分かりました。そうした裁判をしないと、強制的に徴収する権利が得られないということだから、裁判をするんですと。その根拠としては、相手が不服で上告され、最高裁まで戦った結果がこうなんですということでしょう。それを先言わよかったですよ、事難しく言わんで。最高裁まで戦ったということは、最高裁は憲法判断しかありませんから、高裁の裁判の結審が、そこで結審しているわけですから、この問題は。確定したから、今度、壱岐市としては、徴収するためにやりますと、いうことですよ。

そして、この裁判は当然金品に関わることですから、民事裁判で訴えるわけですよ。

そして、もう一つ。これくらい相手も、もう確定しちよる裁判は、五十何万円もかけんで、弁護士も立てんで、それくらいのこんぐらいの裁判は、市職員でやらんですか。金要らんじゃないですか、弁護士。五十何万円もくれて。顧問弁護士しょうが。これくらいのこと、顧問弁護士によるじゃないですか、してよくないですか。何ですか、五十何万円もあれして。

あれでしょ。裁判を提起するだけです。それから、また上訴した場合は、また金取るでしょ。債務負担行為取っとるわけですから。

これくらいの裁判やれませんか、皆さんたちは。法律は詳しいとやけん。と思います。お金が財政的に厳しい時代、結審しとるとでしょ、今既に。それでやれないですか。市長、どうですか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 日本の憲法は、立法、行政、司法と三権分立でございます。そういった中で、行政マンが司法に関わる、そういった専門知識は、残念ながら持ち合わせておりません。

ここはやはり司法の場は、司法のプロフェッショナルに願います。そういうことで御理解を賜りたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑はありませんか。植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 私も質疑、議案第61号についてお伺いいたします。

事前通告しておりませんので、あまりむちゃな質問はするつもりないんですけども、私の記憶によりますと、壱岐市が裁判を起こすという議案というのは、2回目じゃないかと思っているんですね。

過去に1回あったのは、白川市長の前の約十七、八年前だったと思うんですけども、新聞社を訴えるということがあって、そのときの議案が否決をされました。それ以来のことじゃないかと思っております、よくよく市のほうから裁判を起こすということはあまりないんじゃないかと思っております、慎重に審議しなきゃいけないというふうに思っております。

それでお伺いしたいのは、2点になりまして、この額、223万円云々なんですけど、このレベルの金銭的な裁判をするという話は初めてじゃないかと思うんですけども、過去、壱岐市ができて、平成16年からですから、それなりの金銭の返済を求める事案というのが発生していたのかどうかというのを確認したいと思います。今、通告していませんでしたので、委員会までも結構なんですけども、債権として税金であるとか、いろいろ徴収する分があるかと思いますが、そういった徴収分で200万円、100万円、こういった大金を、これまで返済を求めていたことがあるのかなのか。

裁判をしていないということであれば、そういうことがなぜされていなかったのかということも含めて、今分かる分で結構でございますので、答えていただければ助かります。

それと、もう一点、過去、やっぱり裁判のときの議案につきましては、訴状案というのがありまして、訴状を見て内容を理解して質疑なり、後は答弁を求めるというふうなことをしていた、それが初めてのときありまして、今回は、この資料に訴状案がございません。今出ている資料といえますのは、議案が出ているだけ。あとは全協で説明があっただけ。

ですので、慎重審議するには、訴状案が要ると思っておりますので、来週の委員会がありますから、

それまでに訴状案が御提出できないかという質問でございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 過去に市が提訴したことがあるのかということですが、それは言いますように、市が提訴するときは、議会の議決を頂かないかんわけですから、それがなかったということは、していないということだと思います。

そして、金額の多寡にかかわらず、国税徴収法を準用できるものは、いわゆる強制債権でございますから、それこそ強制徴収ができるわけでございますけれども、今回の場合は、平成26年、法の改正前の債権については、国税徴収法を適用できないと。非強制徴収債権だということで、議会の議決を頂いて、債務名義を確定しないと訴えることができないということで、今回お願いをしているわけでございます。

それから、こういうことで訴えるんですよという内容、そういったことは、議決を頂かない前に、そういうことを出すことは、これははばかれるところであります。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） お答え頂きまして、訴状案は議決がなる前は見せられないという話だったと思います。分かりました。

そして、裁判する理由というの、しないと回収できないんだという話ですから、それは理解できます。

であれば、今後の話なんですけども、こういった事案、裁判をすることというのが、今後も、あまりあってはほしくないんですけども、起こり得るのかどうか。今後もやらないといけないと思えば、裁判に踏み切るといったことをしていくのかという、そういった考え方を教えていただきたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 将来の予測とか、そういうことは申し上げられませんが、先ほどから申しますように、行政としては、法律に従ったことを厳に守っていくという姿勢でございます。その時々、事案について、法律の定めに従って行政を行うということで御理解頂きたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑ありませんので、以上で、議案第50号から外11件の質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を11時35分といたします。

午前11時23分休憩

午前11時35分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案質疑を続けます。

日程第13. 議案第62号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第13、議案第62号令和4年度老岐市一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本件につきましては、議長を除く14名で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会でお願います。

日程第14. 議案第63号～日程第18. 議案第67号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第14、議案第63号から日程第18、議案第67号まで5件を議題とし、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑ありませんので、これで議案第63号外4件の質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。

議案第50号から議案第61号まで及び議案第63号から議案第67号まで17件を、タブレットに配信しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。議案第62号令和4年度老岐市一般会計補正予算（第9号）は、議長を除く14名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第62号については、議長を除く14名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く14名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く14名を予算特別委員に選任することに決定いたしました。

今定例会における予算特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会で協議し、総

務文教厚生常任委員の中からとし、委員長に山口欽秀議員、副委員長に市山繁議員と決定いたしましたので報告をいたします。

日程第19. 陳情第1号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第19、陳情第1号大谷体育館第二体育室（地下）冷房設備の設置についての陳情を議題とします。

ただいま上程しました陳情第1号については、タブレットに配信の陳情等文書表のとおり、総務文教厚生常任委員会へ付託します。

日程第20. 議案第68号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第20、議案第68号損害賠償の額の決定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本議案につきましては、教育次長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 塚本教育次長。

〔教育次長（塚本 和広君） 登壇〕

○教育次長（塚本 和広君） 議案第68号損害賠償の額の決定について御説明申し上げます。

次のとおり、損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

1、損害賠償の相手方は壱岐市芦辺町の法人。2、損害賠償の額、8万9,997円でございます。3、損害賠償の理由でございますが、令和4年9月29日午前9時30分ごろ、壱岐市芦辺町内の小学校の学校園において、学校職員が除草作業を行っていたところ、刈払い機の刃に当たった小石が道路を挟んだ向かい側の駐車場に止めてあった損害賠償の相手方の法人車両のリアガラスに当たり損傷させたものでございます。

提案理由でございますが、損害賠償額の決定については、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。過失割合は、事故状況から相手方に過失がないとの保険会社の裁定を受け、壱岐市が10割となっております。

今後、このような事故が発生しないよう、作業中の安全管理を徹底するよう指導したところであります。

以上で、議案第68号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔教育次長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑ありませんので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号については、総務文教厚生常任委員会へ付託します。

ここで、議案配付のため、暫時休憩いたします。再開を11時55分といたします。

午前11時41分休憩

午前11時55分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21、同意第6号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第21、同意第6号壱岐市副市長の選任についてを議題とします。

ここで眞鍋副市長の退場を求めます。

〔副市長（眞鍋 陽晃君） 退場〕

○議長（豊坂 敏文君） 提案理由の説明を求めます。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 同意第6号壱岐市副市長の選任について御説明申し上げます。

本案は、壱岐市副市長眞鍋陽晃氏が令和4年12月17日をもって任期満了となるので、引き続き、同氏を壱岐市副市長に選任したく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、裏面の略歴を御参照願います。

御審議賜わりまして、御同意いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、本件については、委員会付託を省略する

ことに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから同意第6号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、同意第6号壱岐市副市長の選任については同意することに決定いたしました。

ここで眞鍋副市長の入場を許可いたします。

〔副市長（眞鍋 陽晃君） 入場〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日12月14日、水曜日、午前10時から開きます。

なお、14日、15日の2日間は一般質問となっており、計9名の議員が登壇予定で、壱岐市ケーブルテレビ、壱岐FMにて生中継いたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただきますようよろしくお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時59分散会
